

令和4（2022）年度

高校生活の手引き



東京都立葛西南高等学校 定時制課程

03-3687-4491（代）

令和4年度 生活規律

(1) 上履きの使用について

- ① 校内では決められた上履きを使用する。
- ② 上履きには必ず氏名を明記する。
- ③ 忘れた場合は職員室で貸出用上履きを借りて使用する。
- ④ 下駄箱に鍵などをつけて自己管理する。

(2) 体育館履きの使用について

- ① 体育館では決められた体育館履きを使用する。
- ② 体育館履きには必ず氏名を明記する。
- ③ 保管場所には鍵などをつけて自己管理する。

(3) 授業について

- ① 授業中の携帯電話、音楽プレーヤー等の使用は禁止とし、ロッカーやカバンにしまう。
- ② 授業中の飲食は禁止とし、机の上に飲食物は置かない。
- ③ 授業中に教室外に出る時は指導教員の許可をもらい、学校内を徘徊しない。

(4) 学校生活について

- ① 教室を離れる時は、貴重品を持参するか鍵付きのロッカーで自己管理をする。
- ② 学校備品等を大切に扱うように心がけ、定時制使用教室以外の立ち入りはしない。
- ③ ゴミの片付けや分別を徹底し校内の美化を保つ。
- ④ エレベーターは許可がない限り使用しない。

(5) 部活動について

- ① 顧問または顧問代理のいない場合、活動はできない。
- ② 活動を終了したら、午後10時までには完全下校をする。
- ③ 特別指導を受けた生徒、また指導上問題があると認められた生徒の部活動は禁止する。
- ④ 各教科で1科目でも考査ごとの定めた欠席を超えた場合、次の中間考査もしくは学期末(学年末)考査まで活動は禁止とし、これは次年度も継続する。
- ⑤ 学校関係者以外の部活動は禁止する。

(卒業生は事前に顧問の許可を得て「卒業生部活動届け」を提出した場合のみ活動を認める。)

(6) 登下校について

- ① 原則として午後5時より登校し、午後10時までには完全下校をする。
- ② 学校周辺でたむろしたり、近所への迷惑行為をしたりすることは一切禁止する。
- ③ 学校外の友達を校舎内に招き入れることは禁止する。
- ④ 原付、自動二輪、普通乗用車等に同乗しての登下校は禁止する。
- ⑤ 自転車は指定された場所に駐輪する。
- ⑥ 自転車乗車時の携帯電話、イヤホン、傘などの使用は禁止する。
- ⑦ 自転車、歩行者ともに交通ルールやマナーを守って登下校する。

(7) 給食について

- ① 給食は食堂にて行い、清潔で楽しい場となるように心がける。
- ② 給食時間は、午後6時15分から午後6時40分までとする。
(行事などがある時は変更する場合がある。)
- ③ 給食の喫食をしない生徒の食堂への立ち入りは禁止する。
- ④ 給食は事前に喫食の予約をし、食券と引き替えに取るものとする。
- ⑤ 他の生徒の予約で給食を食べることは禁止する。
- ⑥ 食器類を破損したり、食品をこぼしたりした時は本人が責任を持って処理する。
- ⑦ 給食室への飲食の持ち込みや給食の持ち出しは禁止する。
- ⑧ 食事中は携帯電話等を操作することなく速やかに食す。

(8) その他

- ① 校内における遺失物、拾得物は生活指導部に届け出る。
- ② 学校生活でわからないことがある場合、各自で判断せず教員に相談する。

◎ 特別指導の対象となる事項

- (1) いじめや暴力、法律や公序良俗に反する行為
 - ① 嫌がらせやからかい等によって、他人に精神的な苦痛を与えること。
 - ② 暴力を行使して他人に傷害を負わせる、または他人を脅して金銭や所有物を奪うこと。
 - ③ 校内の器物や他人の所有物を故意に破損したり、窃盗したりすること。
 - ④ シンナー、覚醒剤などの有害薬物を吸引したり、所持や売買したりすること。
 - ⑤ 授業を妨害する、また悪質ないたづらや賭博行為などにより学校生活の秩序を乱すこと。
- (2) 喫煙や飲酒等の法律に触れる行為
 - ① 未成年者の喫煙や飲酒行為、煙草や酒類を所持すること。
(成人においても登下校中や校内での上記行為は禁止する。)
 - ② 喫煙者や飲酒者と一緒にいること。
- (3) メール、インターネット、SNS等の利用に関するルール、マナーに反する行為
 - ① 他人の個人情報、公序良俗に反する事柄、人権侵害、誹謗中傷等にあたる写真や動画の掲載、書き込み等を行うこと。
 - ② 本人の許可を得ずに写真や動画の掲載、書き込み等を行うこと。
- (4) ルール、マナーに反する行為
 - ① 検査中の不正行為(カンニング)、携帯電話や音楽プレーヤー等を使用すること。
 - ② 原付、自動二輪、普通乗用車等で通学すること。
(特別な事情があり、やむを得ず通学に上記通学手段が必要な場合は許可することがある。)
 - ③ 指導無視や教員への反抗的な言動を行うこと。
- (5) その他のルール違反、迷惑行為
 - ① 上記に該当しないものでも、法律に触れる行為や迷惑行為などは協議する。
 - ② 外部機関(警察等)における指導を受けた場合は状況を確認し協議する。
 - ③ 問題行動の同席者も、協議を行い状況に応じた指導を行う。

いじめ防止基本方針の考え方

いじめ防止対策推進法

(平成 25 年《2013 年》6 月 28 日公布 施行日：同年 9 月 28 日)

1 「いじめ」とは

- ・ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（2条）

* 「いじめ」とは、学校に在籍している生徒で、その生徒と一定の人間関係にある生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為の中で、その生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（情報機器を通じて行われるものを含む）

いじめをした生徒等の主観的な事情は、いじめの有無において考慮されない。

2 具体例

- ・ 「仲間はずれ、集団による無視をされる」
- ・ 「冷やかしかからかい、悪口や陰口など、嫌なことを言われる」
- ・ 「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」
- ・ 「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」
- ・ 「嫌なことや恥ずかしいことを書かれたり、掲示されたりする」
- ・ 「パソコンや携帯電話を利用し、^{ひぼうちゆうしょう}誹謗中傷や嫌なことをされる」

3 「いじめ」の理解

- ・ いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。
- ・ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団において、
 - ①「観衆」として、「はやし立てたり」「面白がったり」する存在。
 - ②周りで暗黙の了解を与えている「傍観者」。集団全体にいじめを許容しない雰囲気^{ひぼうちゆうしょう}が形成されるようにすることが必要である。

SNS（携帯・スマホ）葛西南定ルール

スマートフォンやSNSは多くの生徒が利用しています。現在では、小学生でも携帯を持ち、SNSを利用しています。便利な面もありますが、一方でこれらが原因となり、友人関係や学習環境に悪影響を及ぼしたり、トラブルや犯罪に巻き込まれたりすることも起きています。スマートフォンやSNSの良い面、悪い面を知り、適切に使用できるようにしましょう。豊かな人間関係を構築するため、また情報があふれている今日の社会を生き抜くための資質や能力を身につけるため、以下のルールを定めます。

「SNS」とは、メール、LINE、フェイスブック、ツイッターの他、パソコンや通信機器によって画像や動画、文章など他者に向け発信することのできるすべてのものを含みます。

「SNS葛西南定ルール」

- (1) 必ずフィルタリングを付けて利用する。
- (2) 自分や他者の個人情報を書せない。
- (3) 不適切な画像・動画を撮らない、書せない、撮らせない
- (4) ネットマナーを守る。
*（誹謗・中傷、LINEのグループはずし等）